



日本共産党 昭和田

柴田たみおニュース

たみお ニュース 発行 日本共産党昭和田区委員会

〒466-0849 名古屋市昭和田区南分町 3-3 柴田民雄事務所

Tel052-858-3255 Fax 052-858-3256

www.tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata_pin / www.facebook.com/tamio.shibata

メールマガジンに登録を右のQRコードで表示される mtouroku@tamio.jcpweb.net に空メールを送信するだけ!

No. 45+46 合併号 [2019/08/11, 18]



いつでもご相談を



柴田民雄事務所〒466-0849 昭和田区南分町 3-3
御器所駅・川名駅から徒歩 11 分 (事務所の駐車場はありませんが東隣に名鉄協商コインパーキングがあります)

無料法律相談のご案内

協力弁護士と初回無料で法律相談ができます【予約制・30分】

- 第2金曜日：午後2時～4時
- 緊急の場合などご相談下さい

9月13日(金)午後2時～4時
10月11日(金)午後2時～4時

予約TEL:
052-
858-
3255

河村市長による表現の自由に対する重大な干渉に強く抗議する

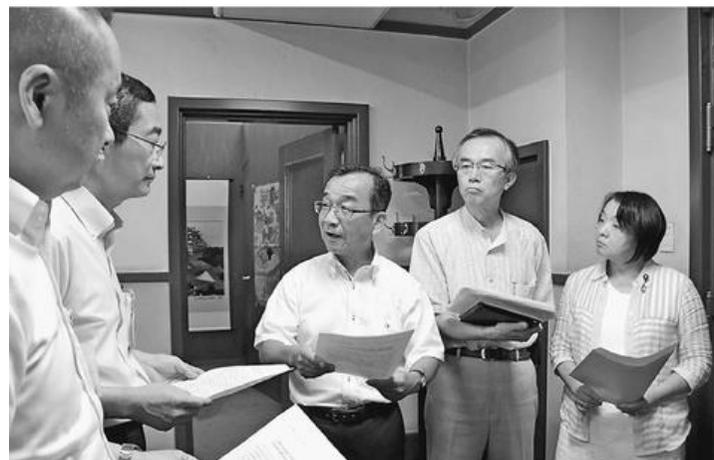
8月1日から開催された、国内最大規模の芸術展「あいちトリエンナーレ」の「表現の不自由展・その後」という企画に展示されていた「平和の少女像」をめぐる、河村市長は2日、少女像の撤去を要請し、これを端緒にテロ予告などの脅迫電話やファックスなどが殺到。運営の安全が守れないとして、「表現の不自由展・その

後」の展示をすべて中止するという、事実上の検閲行為に当たる事件が起きました。

大村知事は、河村市長の発言について、明白に憲法21条に違反する、と発言。

日本共産党は、河村市長に対して強く抗議するとともに、脅迫行為などの犯罪行為については厳しい捜査と十分な安全対策を取ったうえで、展示を再開することを求めます。

党市議団は5日、市長に対して以下の申し入れを行いました。



申し入れ書を渡し河村市長に抗議する(右から)さいとう、江上、田口の各市議=5日、名古屋市役所

「表現の不自由展・その後」に対する河村市長発言に抗議し、同企画展の再開を求める申し入れ

2019年8月5日

名古屋市長 河村たかし 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

あいちトリエンナーレの企画展の一つである「表現の不自由展・その後」が、同実行委員会会長である大村秀章愛知県知事の表明で、8月3日限りで中止になりました。

同企画展が中止に追い込まれた契機となったのが、8月2日に河村たかし名古屋市長が大村秀章実行委員会会長に対して行った中止要請です。河村市長は、その中で、同企画展が「表現の不自由という領域ではなく、日本国民の心を踏みにじる行為であり…行政の立場を超えた展示が行われている」と表明していますが、同企画展は、美術館等で展示を拒否されたり、一度展示されたものを撤去されたりした作品をその経緯とともに展示し、「(表現の)自由をめぐる議論の契機を作りたい」(同企画展実行委員会あいさつ文)として企画されたものであり、個別の作品への賛意を示したものではありません。それにもかかわらず、中止を求めた市長の発言は、憲法21条が保障する「表現の自由」を侵害するものであり、断じて許されません。しかも、憲法21条は検閲を禁止しています。市長が、展示

物の内容を問題にして展示を中止させるというのは、まさに憲法違反の事実上の検閲にほかなりません。

憲法21条で、「…一切の表現の自由は、これを保障する。…検閲は、これをしてはならない。」としているのは、先の戦争に突き進んだ時の政治権力によって「表現の自由」が侵されたことの反省に立ったものです。「表現の自由」が脅かされる時は、国民の人権が脅かされる時です。文化・芸術を自由に創造し、また鑑賞することは国民の基本的な権利であり、それを保障することが行政の責務です。「表現の自由」を侵害する河村市長の発言は、行政の長としての資格を欠いたものと言わざるをえません。

日本共産党名古屋市議員団は、このような河村市長発言に強く抗議するとともに、「表現の自由」を守る議論の契機となるよう「表現の不自由展・その後」の再開を求めます。企画者側は来場者や職員の安全が危惧されることを中止の理由にしていますが、不当な暴力や脅迫から「表現の自由」と市民の安全を守ることこそ行政の責務であり、そのためのさらなる努力を強く求めます。

以上

対応した小林市長室長、月東観光文化交流局文化歴史まちづくり部長は「市長の指示に基づいて市が中止

要請を作成した。申し入れは市長に伝える」と述べました。

収入減による介護保険料減免の申請期限撤廃! (柴田前市議の質問が実る)

今年3月の本会議質問で、柴田民雄議員(当時)が取り上げた介護保険料の減免にかかわる質問が実り、「収入減少理由の生じた日から6カ月以内」

という現行の申請期限が、7月1日から撤廃されることになりました。

3月6日の個人質問で柴田氏は、市民から相談が寄せられた「収入減少を理由にした介護保険料減免制度」の問題点について質し、「保険料額を知る前に期限切れ」する理不尽な制度の改善を求めました。これを受けて、健康福祉局長は「65歳に到達する

6カ月以上前に収入減少理由が生じた納付困難な方にも、減免が適用されるよう、減免申請期限のあり方を検討する」と答弁していました。

この答弁を具体化したのが、今回の見直しです。「保険料額を知る前の期限切れ」の矛盾を解消するために市介護保険課の文書には、見直しの趣旨について、「2月本会議の個人質問で指摘されたことを受けて、当該事例にお

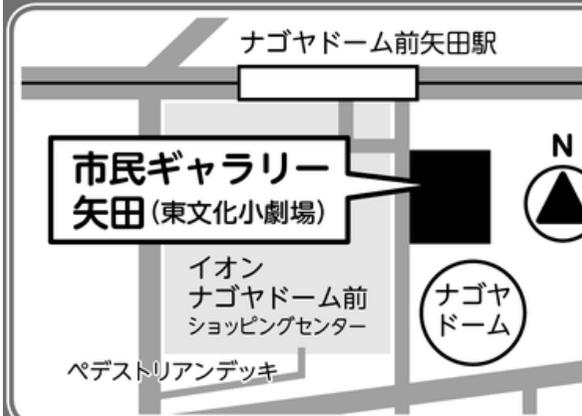
いても減免が適用されるよう、減免制度の見直しを行うもの」と明記されています。

そして、所得減少の減免要件は満たしているが、申請期限内に減免申請できないために却下された事例を紹介し、市介護保険条例施行細則を改正して「収入減少理由の生じた日から6カ月以内という申請期限を撤廃する」としています。

同時に、主たる生計維持者の死亡による保険料減免、主たる生計維持者の所得減少・死亡による利用料減免の申請期限も撤廃されます。

柴田民雄演出「猫は生きている」あいち・平和のための戦争展で

2019年8月15日(木)～18日(日)市民ギャラリー矢田(名古屋ドーム北側)で開催される「あいち・平和のための



戦争展2019」のピースステージプログラムの一つとして、柴田民雄前市議が副代表を務めるアマチュア劇団「人業劇団ひらき座」による、東京大空襲を描いた「猫は生きている」(早乙女勝元原作・増原彬陽脚本・柴田民雄演出)を東文化小劇場で、8月18日(日)13:00～上演します。ぜひお越しください。

あいち・平和のための戦争展

日時 2019年8月15日(木)～18日(日) 10:00～18:00(最終日は17:00終了)
場所 市民ギャラリー矢田
地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田」駅下車 1番出口を南へ徒歩5分
入場料 一般:500円 高校生以下・障がい者:無料
特別展「愛知空襲展」
合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」
講演会「ジャーナリズムと憲法」望月衣塑子さん: 東京新聞記者
人業劇団ひらき座「猫は生きている」
知多の軍事基地と軍需工場(仮)
戦災樹木
大府飛行場における中国人強制連行
仏教の戦争協力 など
詳細は<https://aichi-sensouten.jimdo.com/>

介護保険・保険料・利用料減免制度の見直しについて

健康福祉局高齢福祉部 介護保険課

1 趣 旨
本市介護保険料の所得減少による減免制度において、申請期限が「収入減少理由の生じた日から6月以内」と規定されていることにより、65歳に到達する6月以上前に失業した場合に減免申請できないことについて、平成31年2月市会本会議の個人質問で指摘されたことを受け、当該事例においても減免が適用されるよう、減免制度の見直しを行うもの。

2 個人質問で話題となった審査請求の対象者の事例

- 平成30年 2月 3日 体調不良のためパートを退職
- 平成30年 9月12日 65歳到達(翌月納入通知書を送付)
- 平成30年10月20日 所得減少による介護保険料減免申請(同月25日、却下)

<審査請求人の所得状況>

平成29年中の合計所得金額	648,700円
平成30年中の見込合計所得金額	0円

所得減少の減免要件は満たしているが、申請期限(8月3日)内に減免申請できないため、却下。

3 改正内容(本市介護保険条例施行細則の改正)

- 「収入減少理由の生じた日から6月以内」という申請期限を撤廃する。
- 保険料の所得減少減免と同様の申請期限が規定されている以下の減免制度においても、同様に申請期限を撤廃する。
 - ・主たる生計維持者の死亡による保険料減免
 - ・主たる生計維持者の所得減少による利用料減免
 - ・主たる生計維持者の死亡による利用料減免

4 改正時期
令和元年7月1日